

船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 令和4年10月13日(木)
開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 3時11分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	教 育 長	松 本 文 化
	教育長職務代理者	佐 藤 秀 樹
	委 員	鳥 海 正 明
	委 員	小 島 千 鶴
	委 員	朝 倉 暁 生

4. 出席職員	教育次長	村 田 真 二
	管理部長	森 昌 春
	学校教育部長	礮 野 護
	教育総務課長	五十嵐 正 樹
	保健体育課長	高 橋 和 宏

5. 議 題

第1 議決事項

議案第48号 船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

6. 議事の内容

【教育長】

ただ今から、教育委員会会議臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。議案第48号について、保健体育課、説明願います。

【保健体育課長】

保健体育課よりご説明いたします。

令和5年1月から事業を開始する第3子以降の給食費無償化についてご説明いたします。多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の給食費無償化を来年度実施の方向で検討、準備を進めてまいりました。そのような中、第3子以降の給食費無償化を

実施する市町村に対しては、県が来年1月分からかかる費用の2分の1を補助することを決定いたしましたので、これを受けて、本市でも県に合わせて来年1月から実施することといたしました。本事業の開始にあたりましては、規則改正を伴いますので、その説明をさせていただきたいのですが、その前に、第3子以降給食費無償化の事業概要について配付いたしました資料をもとに説明させていただきまして、その後、規則の改正内容について改めてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料「令和4年度船橋市第3子以降の学校給食費無償化制度について」をご覧ください。船橋市立小学校、中学校、特別支援学校における第3子以降の給食費無償化は、多子世帯の子育てに対する経済的負担を軽減するため、当該児童生徒の学校給食費を無償化するものです。今回の無償化実施期間は、県の通知に合わせ、来年1月分から3月分までとなります。無償化の対象要件として、次にあげる3つの要件をすべて満たしていることが必要になります。

1つ目は、平成28年4月1日以前に生まれた子を保護者等が3人以上扶養していること、平成28年4月1日以前に生まれた子とは現在小学校1年生以上となります。2つ目は、その扶養している子のうち、上から数えて3番目のお子様が、船橋市立の小学校、中学校及び高等部を除く特別支援学校の給食の提供を受けていること、3つ目は、生活保護、就学援助制度等で給食費の支援を受けていないこと、この3つの要件となります。なお、扶養の要件には第1子の年齢制限は設けておりません。

次に申請方法ですが、学校を通してお手元にあります「令和4年度船橋市第3子以降の学校給食費無償化制度について」という手紙及び申請書をすべての児童、生徒に配付していただき、先ほどの要件を満たすご家庭は、学校に申請書を提出していただきます。申請期限は、11月4日までとしております。期限が間に合わないご世帯は、直接保健体育課に持参していただくか、切手代をご負担いただき、保健体育課へ郵送していただきます。なお、年度途中の申請につきましても、随時受け付けてまいります。学校で受理いたしました申請書は、集配を利用して保健体育課に送付していただき、保健体育課にて要件等を確認した後、来年1月ごろに決定通知書を各世帯に郵送いたします。要件の確認方法ですが、扶養の有無については、お子様を扶養していることを証明する書類として、健康保険証のコピーの添付を求めます。ただし、船橋市立小学校、中学校、高等部を除く特別支援学校で給食の提供を受けている児童、生徒につきましては、健康保険証の添付は不要といたします。

事業の概要は以上となりますが、この事業概要を踏まえ、次に規則の改正内容について説明いたします。それでは「船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」をご覧ください。

改正する箇所は、第5条「学校給食の減免」についてです。第5条第1項第1号に第3子以降の給食費を減免する規定を加え、第2項から第4項までは他所要の改正となります。第5項につきましても、新たに減免の取り消しについての規定を加えました。

その他、第1号様式に「第3子以降給食費減免申請書」を加えました。第2号、第3号様式は様式を加えたことによる号ズレとなります。また、第4号様式として「船橋市学校給食費減免取消決定通知書」を加えました。それにより、第6号、第7号様式は号ズレとなります。

最後に、この規則は、令和5年1月1日から施行することといたします。ただし、必要な手続きその他行為、すなわち保護者への手紙の配付や周知などは、規則の施行前においても、行うことができるとしております。

説明は以上となります。

【教育長】

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鳥海委員】

この制度自体については全く異議はないのですが、小島先生に一つお聞きしたいのですが、改正する規則の改正前、改正後がありますが、いわゆる扶養している場合、扶養ですが、イメージとして、普通に扶養している感じなのですが、特殊な場合が様々あるかと思えます。例えば私に関わるものだと、なかなか扶養する能力がないだろうと認定する親とか、代わりに誰かが扶養する形にしているとか、あるいは法的な問題だったりとか、色々なことで第3者が扶養している手続きになっている、そういう形も含めて、様々なケースがあると思うのです。この決まりというので、そのあたり教育委員会が担保するかと思うのですが、この文面に問題があるかどうか、見ていただければと思うのですが。

【小島委員】

私も実際そういう色々な理由で他の方が扶養しているケースを見てはいるので、そういうお子さんを養育している方に、保護が及ばないというのは、とても不当なことだという前提にはなりません。あとはこの解釈の中で、扶養の実質的な定義を解釈として広げるのか、あるいは、必要と認めるべきで救済するかというのは、他のことと運用とのバランスをちゃんと考えながらやらなければいけないところだとは思いますが、どちらにしても通常こういう規定の仕方をされているとき、あまり実質的なところは第1項の扶養では入れないで形式的な扶養、あとは実質的なやり取りの時は普通は3号という形でやることの方が多いのかなというふうには思っています。ただ、きちっとそういう人たちにこれは及ぶようにしてあげなければいけないということを念頭に置いて制度を運用していかなければいけないと思っています。あとは担当課の方で何かあれば言っただけの方がよいかと思えます。

【保健体育課長】

いろいろとそういう風な特異なケースがあります。その件につきましては、申請いただいた段階でこちらの方でしっかりと審査させていただきます。

【教育長】

他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第48号「船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を、採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし

【教育長】

異議なしと認めます。議案第48号については、原案どおり可決いたしました。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時11分閉会